

## 令和5年度 あいち農業農村多面的機能等委員会 議事概要

開催日：令和5年8月23日（水）

場 所：愛知県自治センター 4階 大会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）農業農村多面的機能支払事業について

- ・資料1 農業農村多面的機能支払事業 令和4年度の実績
- ・資料2 農業農村多面的機能支払事業 令和5年度の実施状況

#### （2）環境保全型農業直接支払交付金事業について

- ・資料3 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況について

#### （3）優良活動表彰（農地・水・環境のつどい）の開催について

- ・資料4 令和5年度 農地・水・環境のつどい（案）

#### （4）多面的機能支払交付金の施策評価報告について

- ・資料5 多面的機能支払交付金 施策評価報告書（案）

### 【（1）農業農村多面的機能支払事業について】資料1、資料2

#### （小酒井委員）

田んぼダムの取組について、流域全体で一定の効果を出すということだと思いますが、活動組織にとっては、どの程度効果があるのかなかなか見えづらいと思います。そのため、活動組織が実施している取組はどの程度効果があるのかというところを活動組織に対して啓蒙していただけると、取組を実施する活動組織が増えるのではないかと考えています。

#### （事務局）

流域治水の考え方や田んぼダムの効果などを活動組織に対して説明する機会を設けることを考えています。また、国が開発したシミュレーションなどを活用することで、地域にどの程度効果があるのかを示すことなども考えております。

#### （平松委員長）

田んぼダムの加算の要件として、資料1の24ページで、「市町村が定める水田貯留機能強化計画に基づいて」とありますが、市町村は「水田貯留機能強化計画」を策定しているのでしょうか。

(事務局) ※後日回答

「水田貯留機能強化計画」は、田んぼダムの加算を受けるにあたり、市町村長が都道府県知事と協議した上で策定するものです。資料1の25ページにありますとおり、田んぼダムの加算を活用している組織はありませんので、本県においては、「水田貯留機能強化計画」を策定している市町村はありません。

(森本委員)

資料1の13ページの市町村の評価方法について、市町村が管内の組織を組織単位で評価しているのか、管内の組織を総括して市町村単位で評価しているのか、どちらでしょうか。

(事務局)

組織単位で「優良」や「適当」などの評価を市町村が実施しています。

(森本委員)

資料1の20ページにある広報活動とは、具体的にはどのようなことを実施しているのでしょうか。

(事務局)

活動写真などを添付したリーフレットなどを作成し、地域に回覧したり、公民館などの掲示板に掲示したりという取組が多いかと思います。また、一部の組織では、ホームページを開設して、活動内容などを地域外の方にも見てもらえるような取組も行っています。

(森本委員)

田んぼダムの加算要件で、共同活動の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において田んぼダムに取り組む必要がありますが、地元の方にとって5割以上という要件はハードルが高いのか、低いのか、どうでしょうか。

(事務局)

5割以上という要件はハードルが高いので緩和してほしい、という声は地元から挙がっています。昨年度末に田んぼダム全般に関するキャラバンが国主催でありまして、そこで、転作を行っている水田でも畦畔があり堰板を設置することで雨水貯留機能を活用できることを確認できた場合は、田んぼダムの実施面積としてカウントすることが可能となっています。田んぼダムの取組普及に伴って、加算を活用する組織も増えてくるかと思いますが、普及はこれからという段階であると考えます。

(長谷川委員)

資料1の7ページにある活動への延べ参加者数について、多くの非農業者の方が活動に参加しているのですが、この非農業者というのは、例えばイベントを開催した時に参加した一般の方も含んでいるという認識でよろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。

(長谷川委員)

多くの非農業者に参加していただいていることに対して、農業者の方がそれを負担に感じていないか気になります。イベントなどの取り回しをするのは、農業者側がほとんどかと思しますので、そういった方へフォローができる体制はあるのでしょうか。

(事務局)

イベントの開催にあたっては、農業者が主体となっていく場合が多いですが、活動組織が行うイベントに積極的に県が介入するということは基本的にはしていないので、各活動組織にとって、できる範囲内で活動をされています。

(長谷川委員)

資料1の16ページの農村環境保全活動の中に、グリーンベルトの設置というのがありますが、どういうものか説明してください。

(事務局)

土砂流出のために、法面に草木などの植物を植えています。

(長谷川委員)

グリーンベルトと関連して、資料1の16ページの農村環境保全活動の中に、植栽活動というのがありますが、この委員会の委員として関わらせていただいている中で、コスモスを植栽として植えていることが多く、コスモスは南米の植物ということが十分に伝わらずに、誤った自然観が次世代へ伝わっていくことは避けていきたいと思えます。はっきり言えば、外来種の方が花は綺麗だし大きいし、いいよねってなってしまうと、日本にあるひそやかな植物たちが全て絶滅危惧種になってしまいます。以上を踏まえて、どのような植栽をされているのか教えてください。

(事務局)

コスモスの他に、レンゲやヒマワリなどを植えている事例を聞いています。また、今回出席している県事務所から市町村を通じて、活動組織に対して適切な植栽をするよう周知を進めているところであります。

(長谷川委員)

資料1の19ページの生態系保全の内訳で、外来種駆除が最も多いですが、一生懸命に外来種を駆除している一方で、外来種を植えてしまい、それが増えた結果、30年後、50年後に抜かなきゃいけない植物になる可能性は否定できないと思えます。そうならないように矛盾しない施策を是非していただきたいです。

## 【(2) 環境保全型農業直接支払交付金事業について】資料3

(長谷川委員)

6ページ目について、国際水準以上の有機を促進しているということですが、国際水準の有機認証を取得するには、個人や組織で取るだけだと多くのコストがかかりますが、この取組を行ったところは、それに準ずるような何か認証マークが認定されるのでしょ

うか。

**(事務局)**

当事業としては、有機JASの認証は必須ではないので、認証マークなどを付けて販売されているかどうかは、取組農家次第になると思います。

**(長谷川委員)**

16 ページ目に、野菜や茶に関しては有機の取組が多いと書かれています。逆に言えばお米ではあまり有機の取組がないというように読みとれましたが、それは基本的には販売ルートによるところかと思っています。野菜や茶は、農薬が多く使用されていると知られているので、健康志向な人は有機をすごく買われていると思います。米については、農協経由で販売をされている方は、一生懸命栽培しても結局は他の米と混ぜられて売られてしまうので、取組意欲が湧かないような気がします。有機JAS認証を取得するためにお金がかかるから米の取組が少なくなっているのではないかと思います。

**(事務局)**

当事業で水稲でも有機農業の取組はありますが、堆肥の取組の割合がかなり大きいので、そういった記載の方法をしました。最近、水稲で有機農業を行い、その有機米を学校給食として供給したいという声も聞いていて、来年度から取組を行う団体もあります。その団体は当事業に申請する予定です。

**(長谷川委員)**

有機農業を一生懸命行っているが、認証をとれないような小さい農家へのアプローチはすごく重要で、農家から営業しにくいと思います。今、県がそこをフォローアップしてあげていると聞いたので、少し安心しました。ぜひそういう試みを、バックアップしてあげてください。

**(長谷川委員)**

様々な取組がある中で、地球温暖化防止の対策ばかりで、生物多様性保全がほとんどありません。生物多様性保全に対する寄与が大きい水田の冬季湛水も、対象にしていだけたら嬉しく思うのですが、県はアプローチできるような枠があるようならしていただくとありがたいという希望意見です。

**(事務局)**

本事業では、地域特認取組といい、その地域で行われている独自の取組で、地球温暖化防止効果や生物多様性保全効果が高い取組について、県が国に申請し、承認を受ければ交付対象にすることは出来ます。愛知県では、そのような事例はありませんが、御意見いただいたということで、今後の検討の参考にさせて頂こうと思います。

**(長谷川委員)**

田んぼで印象のあるコウノトリは、愛知県のすぐ隣まで飛んできていますし、トキも黒部の方まで来ています。愛知県の事業で、尾張西部の生態系ネットワーク協議会が立ち上がっていて、尾張西部エリアはサギとケリがテーマですが、将来的にはコウノトリとか、

トキが来たらしいと話しています。日本の生態系を取り戻していくシンボルになる生き物たちがそばに住んでいますし、愛知県は渡り鳥が非常に多く、そういった部分でのエサの提供場という意味でも、愛知県は重要な農業エリアですので、そういったことをぜひアピールしてほしいです。

**(森本委員)**

7ページ目について、堆肥の施用で炭素貯留効果の高い堆肥とは、どんな堆肥を言うのでしょうか。また、施用量の上限はあるのでしょうか。撒きすぎるとは場が温室効果ガスの排出源になってしまう可能性もあるので、ただ撒けばよいというところに交付しているのかという疑問があったので、施用量についてどのように考えているのか教えてほしいです。

**(事務局)**

対象となる堆肥については、C/N比が10以上の堆肥が対象になります。つまり、窒素に対して炭素の割合が高い堆肥を施用することになります。C/N比が高い堆肥は、バーク堆肥や牛糞堆肥などがあります。逆に、C/N比が低い堆肥は鶏糞があげられますが、C/N比が10以上であれば対象にできます。施用量に関しては、堆肥由来の窒素量が、施肥基準の窒素成分量以上にならないように施用するもの、と決められているので、過剰施用にはならないようになっています。

**(森本委員)**

長谷川委員の質問にも関連しますが、私も冬期湛水は、生物多様性とか生態系サービスの効果があるのかなと考えている1人です。しかし、水利権の関係や河川課との協議もありますし、それも愛知県全体で一気にはなかなか難しく、すぐにはできない印象がありますが、冬季湛水は県として、長い目で御検討いただければなと思います。

**(平松委員長)**

いくつかの種類の取組がある中で、草生栽培や不耕起栽培など、ほとんど取組はありません。例えば、長期中干しはメタンガスを減らす効果もあるとは思いますが、ほとんど普及しないとすると、やはり交付単価が合っていないということでしょうか。

**(事務局)**

長期中干しについては、交付単価が800円という金額の低さも普及しない要因の一つと考えています。また、長期中干しは14日間以上行うことが要件なのですが、早場米の産地は良いのですが、愛知県は主要品種が中生になり、かなり暑い時期に中干しを行うことになり、生育に悪影響が出る恐れがあるので、取組が少ないと考えています。しかし、令和6年度の要望調査をしている中で、取組希望の声が上がってきているので、少しずつ増えてくるかもしれないような状況です。

**(森本委員)**

資料と事務局の説明の中で、「有機農業」と「有機栽培」と言葉が混在しているので、統一をされた方がいいと思います。

(事務局)

統一します。

(小酒井委員)

14 ページ目について、愛知県で実施されていない取組があると思うのですが、これは愛知県に限らず、全国的に同じような傾向になっているのでしょうか。

(事務局)

全国で見るとゼロではないのですが、例えば、不耕起であったら、愛知県では取組がありませんが、全国的に見ても1%未満であり、傾向としては似ているところがあります。取組内容がその地域に合うかどうかで、長期中干しは、東北の産地では多く取り組まれています。こちらの方の産地では、取組がないというものもあります。ただし、そういった一部の地域で盛んにおこなわれている取組も、全国的にはわずかな割合になります。

(平松委員長)

冬季湛水に関する話も出ましたが、同じようなもので水田魚道も生態系保全には有効という話もあるのですが、対象ではないのでしょうか。

(事務局)

全国で地域特認取組が数ある中で、どこかで取組があるかもしれませんが、愛知県では当事業としての取組はありません。

(長谷川委員)

愛知県は水田魚道に一生懸命取り組んでいて、全国の優良事例として愛知県が出ていたので、ぜひ補助金を出してあげてください。

(平松委員長)

色々な話を聞くと、水田魚道と冬季湛水は、よく出てくる二つで、生態系の生物多様性の効果を考える時には、あってもよいかなという気がするので、ぜひ検討してください。

### 【(3) 優良活動表彰(農地・水・環境のつどい)の開催について】資料4

・農地・水・環境のつどいの開催について

### 【(4) 多面的機能支払交付金の施策評価報告について】資料5

(小酒井委員)

報告書は、国から示された各項目をまとめたものですか。

(事務局)

はい。報告書の構成は、国から示されており、新たな項目を追加することは可能ですが、基本的には変えないように依頼があったものを整理しました。

(小酒井委員)

参考資料の「令和5年度多面的機能支払交付金のあらまし」の1ページの「はじめに」で、多面的事業の目的の一つとして、「担い手農家への農地集積という構造改革を後押し」とありますが、報告書にはそのような項目はないのでしょうか。

(事務局)

効果の項目の中では、そのような効果があるかどうかの聞取りはしていますが、項目としては特段ありません。

(平松委員長)

報告書の後半では、国に対してかなりの要望を出されていると感じていますが、その中で、毎年様式が変わるという記載がありますが、これは本当ですか。

(事務局)

はい。様式は毎年変わっており、それがかなり負担になっているということで、様式を変えないでほしいということを愛知県からも国へ要望をしており、その結果もあって、今年度は様式を変更しないことになりました。

(平松委員長)

私たちが色々な申請をすることがあるのですが、様式が変わると結構大変です。本事業の主たる対象者は農業者の方なので、できるだけ分かりやすい制度の方が良いと思います。

(平松委員長)

非常に丁寧にまとめられておりよく分かりました。内容としても特に異論ないかと思えます。

## 【その他意見】

(長谷川委員)

多面に関して、水路等の管理をする時にすぐに業者発注するのではなく、その前に少し生き物調査をしていただきたいです。例えば、パッと見たらゴミが浮いているような汚い水路に、国レベルで絶滅危惧Ⅱ種に分類されるミズオオバコという綺麗な白い花が咲いています。このように絶滅しそうな生き物が、実は汚いところに生息していることがあります。今までは、それを知らずに撤去されていたこともあったかと思いますが、スマートフォンアプリを活用すれば手軽に生き物の種類が分かる時代になってきましたので、その少しの手間が生態系保全に繋がります。

(森本委員)

多面に関して、資料5にもありますとおり高齢化等に伴う活動組織の減少で、平成30年度から令和4年度までの5ヶ年で44組織が活動を辞められたということで、国も広域化を推進している動きかと思えます。愛知県では現在20組織の広域組織があり、今後少しずつ増えてくるかと思えます。今は広域化をしていきたいと思いますという動きで、後で評価

しましうという流れかになるかと思ひますので、広域化のメリッ、デメリッを早めに整理しておく必要があると思ひます。